

## 社会福祉法人月山福社会専従理事報酬及び役員費用弁償規程

### (目的)

1. この規程は社会福祉法人月山福社会専従理事の報酬及び役員の費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

2. 法人経営に専従する理事には報酬を支給する。又、役員会及び法人経営に関する業務に従事した場合は理事、監事及び評議員に費用弁償する。但し、法人が運営する施設の職員を兼ねる役員には支給しない。

### (報酬及び費用弁償の額)

3. 年金受給年齢にある専従理事の報酬は年金減額に至る額を上限とし、能力に応じて理事会に於いて決定するが、月額20万円は超えない。
  - 2 年金受給年齢に至らない専従理事には月額40万円を上限とし、その年齢と能力を勘案し、理事会に於いて決定する。
  - 3 費用弁償の額は理事、監事日当1,500円、評議員日当1,500円とし、支払事由が発生した日に支給する。

### (報酬支給日)

4. 専従理事報酬の支給日は職員給与支給日とする。

### 附 則

1. この規程は平成20年4月1日から適用する。
2. この規程は平成28年4月1日から適用する。
3. この規程は平成29年2月1日から適用する。